

## 委託業務受託者による個人情報を含む書類の不適切な取扱いについて

都市整備局の委託先である（公財）東京都都市づくり公社（東京都政策連携団体）（以下「公社」という。）において、受託事業に関して個人情報を含む書類の不適切な取扱いがありましたので、以下のとおりお知らせします。

### 1 概要

都市整備局が用地取得業務を委託している公社が、関係権利者宅へ書類（※）を投函した後、当該書類の所在が一時不明になっていたことが判明しました。

（※）書類に記載されていた個人情報（1名分）：氏名、住所、補償金額

### 2 経緯

1. 令和4年11月11日（金）同公社職員が郵便物追跡サービス対応可能な封筒に書類を入れ、関係権利者宅の郵便受けに、同封筒を投函。
2. 11月14日（月）関係権利者から、封筒が郵便受けに無い旨の連絡を職員が受けた。15日（火）にかけて、関係権利者宅周辺を搜索。
3. 11月16日（水）午前、公社から都に状況報告。
4. 同日午後、郵便物追跡サービスにより、当該封筒が郵便局に保管されていることが判明。その後、当該封筒を郵便局より受領し、未開封である旨を確認した。
5. 11月17日（木）関係権利者宅で当該封筒を開封し、書類に異状がないことを確認した後、当該権利者に手交した。
  - ・ 当該書類は、当初は郵送することを予定していたが、郵送の時間を短縮するために、職員が権利者宅の郵便受けに直接投函したものである。
  - ・ 一時不明となった後、郵便局で当該郵便が発見されるに至る経過は未判明。

### 3 対応

公社においては、職員に対して再発防止に向け個人情報を含む書類の取扱い方法について改めて周知徹底を図るとともに、今後研修を実施する。

都市整備局においては、公社に対して委託業務に係る個人情報の適切な管理及び取扱いについて、改めて指導を行っていく。

#### 【問い合わせ先】

(公財) 東京都都市づくり公社総務部総務課

電話 042-686-1301

都市整備局市街地整備部管理課

電話 03-5320-5105

Eメール S0000391 (at) section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at) を@に置き換えてご利用ください。